

装装装第15500号
令和5年9月11日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品製造等基盤事業者認定事務要領について（通知）

標記について、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第9条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配付区分：長官官房各官、各部長、防衛装備庁の施設等機関の長

装備品製造等基盤事業者認定事務要領

(通則)

第1 装備品製造等基盤事業者の認定については、装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

(運用の原則)

第3 要綱及びこの要領の運用に当たっては、法令の定めるところに従い、厳正公平かつ迅速に処理するとともに、事業者に対しては、信義に従い、誠実な態度をもって接しなければならない。

(事務)

第4 認定の事務は、装備政策部装備政策課において行うものとする。

(認定の要件)

第5 認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が要綱第3条第1項第1号の要件に適合することの確認は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 装備品等の製造等 次のいずれかの書類において、当該事業計画に従って実施される事業が装備品等の製造等に係るものである旨の記載があることを確認する方法
 - イ 申請者が法第4条第1項の認定を受けている場合において、当該認定に係る装備品安定製造等確保計画
 - ロ 申請者が法第8条第1項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じた場合において、当該報告又は提出された資料
 - ハ 申請者が国又は他の装備品製造等事業者との間で締結し、又は締結しようとする契約の内容を記載した書類
 - ニ その他客観的に当該事実を確認することのできる書類
- (2) 装備移転 次のいずれかの書類において、当該事業計画に従って実施される事業が装備移転に係るものである旨の記載があることを確認する方法
 - イ 申請者が法第9条第1項の認定を受けている場合において、当該認定に係る装備移転仕様等調整計画
 - ロ 申請者が法第12条の規定による報告又は資料の提出の求めに応じた場合において、当該報告又は提出された資料
 - ハ 申請者が当該事業計画に従って行う事業に関し外国政府、外国軍隊、外国企業その他の移転対象装備品の仕向先又は最終需要者との間で締結し、又は締結しようとする契約の内容を記載した書類
 - ニ その他当該事実を客観的に確認することのできる書類

(申請書の添付書類)

第6 要綱第3条第3項第3号に規定する書類は、申請者が同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面とする。

2 要綱第3条第3項第4号に規定する書類は、装備品等の製造等に係る事業計画をもって申請する場合においては、第5第1号イからニまでのいずれかの書類とし、装備移転に係る事業計画をもって申請す

る場合においては、第5第2号イから二までのいずれかの書類とする。

(認定番号)

第7 要綱第3条第4項の規定による認定番号は、次のとおり付すものとする。

認定番号	:	XXXX-YYYYYY-ZZ-VV

XXXX	:	当初の認定を受けた年度を西暦により表す4桁の数字
YYYYYY	:	同一年度内の全ての当初の認定のうち一意の番号を表す6桁の数字
ZZ	:	同一の認定事業者に係る事業計画の変更の認定の回数を表す2桁の数字
VV	:	事業の種類を表す2桁の数字（01：装備品等の製造等、02：装備移転）

2 前項において、各記号に関し数字の桁数が定めるところに満たない場合には、その数字の先頭に不足する数の「0」を付すものとする。

(公示等)

第8 装備政策部長は、装備品製造等事業者が認定の申請をしようとする場合に必要な手続を一覧性のあ
る手引書として取りまとめ、これを防衛省のウェブサイト及び掲示板に常続的に掲示する方法により公
示するものとする。

2 前項に掲げるほか、認定の事務を担当する職員は、装備品等の製造等を行おうとする事業者により装
備品製造等基盤強化資金が活用されるよう、当該特別貸付け及び認定の申請の方法についての周知に努
めるものとする。

(認定状況の記録及び管理)

第9 認定の事務を担当する職員は、付表様式を基準とする様式により、認定の状況を記録し、管理する
ものとする。

(委任規定)

第10 この要領の実施に関し必要な細部事項は、装備政策部長が定めることができる。

付表様式

年 月 日 () 時点

装備品製造等基盤事業者の認定の状況

[illegible]

※1 この様式は、記入の後、適切な取扱区分を掲記するものとする。

※2 事業計画の期間を終了した、又は変更の認定若しくは取消しのあった認定については、その旨を記入するものとし、これを削除してはならない。